

2026年5月13日

各位

会社名 株式会社レノバ
代表者名 代表取締役社長 CEO 木南 陽介
(コード番号: 9519 東証プライム市場)
問合せ先 取締役執行役員 CFO 山口 和志
(TEL.03-3516-6263)

当社の社外取締役に対する 業績非連動型株式報酬制度の一部改定のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の社外取締役へのインセンティブプランとして業績非連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の内容の一部を改定（以下「本改定」といいます。）した上で継続すること、並びに本改定に関する議案を2026年6月19日開催予定の第27回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の目的及び改定内容

- (1) 当社は、「グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し重要な社会的課題を解決する」ことを経営理念（ミッション）とし、「日本とアジアにおけるエネルギー変革のリーディング・カンパニーとなること」を目指すべき企業の姿（ビジョン）としております。

本制度は、当社ビジョンの実現に向けて2025年5月に公表した「中期経営計画2030」の推進を監督するため、社外取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクも株主の皆さまと共有することで、株主の皆さまと同じ目線（Same boat）での株式価値向上への貢献意識を高めることを目的としております。

- (2) 本制度は株式交付信託の仕組みを用いた株式報酬制度で譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした社外取締役に対するインセンティブプランです。

当社は、株式交付信託により取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を、当社の社外取締役に対して事業年度毎に、交付及び給付（以下「交付等」といいます。）します。

(3) 本改定の内容

(主な改定項目)

項目	改定前	改定後
制度対象期間における株式取得資金の上限	本制度に基づく交付等を行うための株式取得資金として、50百万円を上限として本信託に追加拋出	本制度に基づく交付等を行うための株式取得資金として、 <u>60</u> 百万円を上限として本信託に追加拋出
制度対象期間毎に取得する上限株式数	31,000株	<u>61,000</u> 株
制度対象期間毎に付与するポイント数(株式数)の合計	31,000ポイント(31,000株)	<u>61,000</u> ポイント(<u>61,000</u> 株)

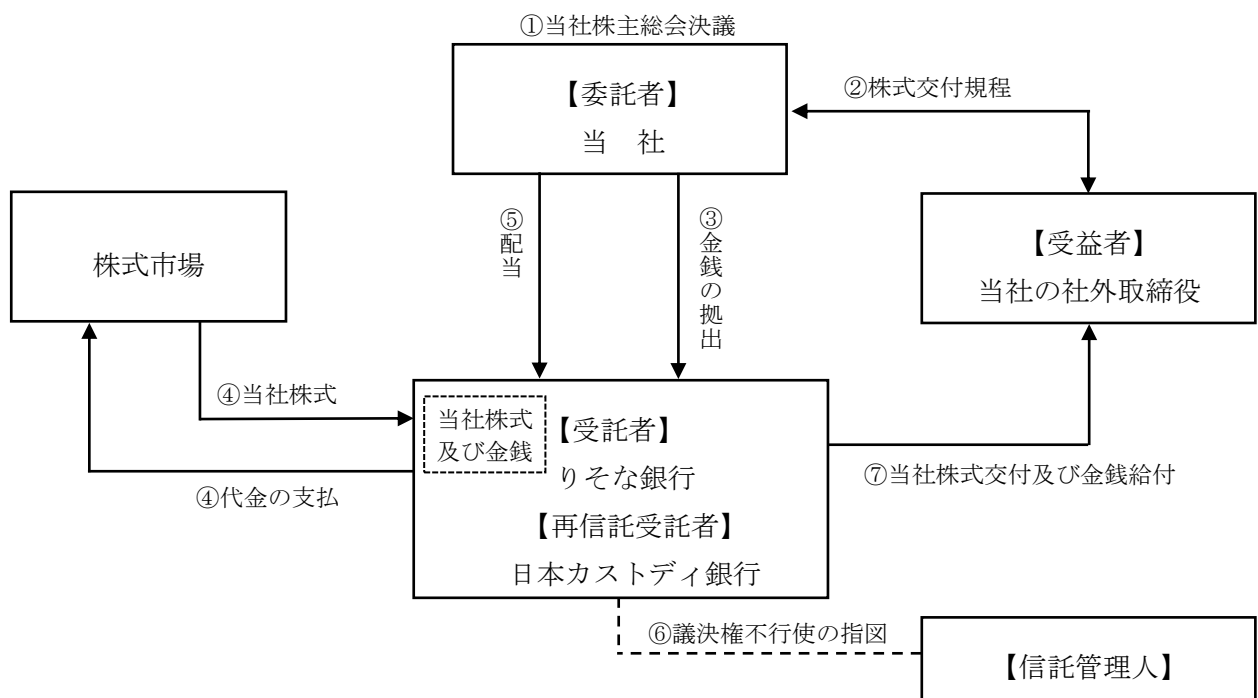
(4) 本改定は、本株主総会において役員報酬に係る承認を得ることを条件とします。

2. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社の社外取締役の報酬として、当社が2018年11月に金銭を拋出することにより設定した信託(以下「本信託」という。)が当社株式を取得し、当社が定める株式交付規程に基づいて、当社の社外取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式等を、本信託を通じて交付等する株式報酬制度です。なお、当社の社外取締役が当社株式等の交付等を受ける時期は、原則として、事業年度毎とします。

<株式交付信託の仕組み図>



- ① 当社は当社株主総会において、「本制度」について役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は取締役会において当社株式の交付等に係る株式交付規程を制定しています。
- ③ 当社は本制度の対象者を受益者候補とする信託（本信託）に対して、上記①の当社株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を拠出します。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭（追加拠出を含みます）を原資として当社株式を株式市場から取得します。
※原則として事業年度毎に、必要と認められる株式数を取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式にかかる議決権については、信託期間を通じて一律に行使しないものとします。
- ⑦ 当社の社外取締役に対しては、信託期間中、上記②の株式交付規程に基づき、事業年度毎にポイントを付与し、株式交付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式等を交付等します。

(2) 本制度の継続に係る本株主総会決議

本株主総会において、本制度の対象期間に当社の社外取締役の報酬として本信託に拠出する金額の上限及び当社の社外取締役に交付等が行われる当社株式等の総数の上限その他必要な事項を決議します。

(3) 本制度の対象者

当社の社外取締役

(4) 本制度の対象期間

2026年4月1日より開始する事業年度から4事業年度を制度対象期間とします。また、以後も同様に4事業年度毎を制度対象期間とし、各制度対象期間の開始後4事業年度終了後に次期制度対象期間を開始するものとします。

(5) 信託期間

2018年11月に設定した本信託を継続して利用します。（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとします。）なお、本制度は、当社株式の上場廃止、株式交付規程の廃止等により終了します。

(6) 信託金額及び取得株式数

本株主総会で本制度の継続をご承認いただくことを条件として、当社は、下記(8)及び(9)に従って当社株式等の交付等を行うために本信託に対して追加の拠出を行います。本信託は、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。なお、当社は原則として事業年度毎に、必要と認められる株式数を取得するための資金を都度拠出するものとします。そのため、各制度対象期間の最終事業年度終了後においても、株式の取得資金を拠出する場合があります。

具体的には、当社の社外取締役について、本株主総会で、本制度の継続をご承認いただいた場合、2026年4月1日より開始する4事業年度の制度対象期間に関し、本制度に基づく交付等を行うための株式の取得資金として、60百万円を上限として本信託に追加拠出します。

また、それ以降の各制度対象期間においても、本信託が終了するまでの間、当社は原則として各制度対象期間における4事業年度に関し、上記金額を上限として、本制度に基づく当社の社外取締役への交付等を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。

ただし、いずれの場合においても、かかる追加拠出を行う場合において、前制度対象期間にかかる株式

等の交付等をした後に本信託財産内に残存する当社株式（社外取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、社外取締役に対する株式等の交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等を勘案した上で、当該制度対象期間に関する追加拠出額を算出するものとします。

(7) 本信託が取得する当社株式の取得方法及び数

本信託による当社株式の取得は、上記(6)の株式取得資金の範囲内で、株式市場からの取得を予定しており、新株発行は行いません。したがって、本信託による当社株式の取得に際し、当社の発行済株式総数が増加することはなく、希薄化が生じることはございません。

なお、制度対象期間毎に取得する上限株式数は61,000株（2026年3月31日現在の発行済株式総数91,252,300株に占める割合は0.07%）とします。

(8) 当社の社外取締役に交付等する当社株式等の算定方法及び上限

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、当社の社外取締役に対して事業年度毎にポイントを付与し、株式交付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式等を交付等します。

具体的には、当社の社外取締役に制度対象期間毎に付与するポイント数の合計は、61,000ポイントを上限とする予定であり、当該ポイントは下記(9)の当社株式の交付等に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されますので、当社の社外取締役に制度対象期間毎に交付等される当社株式等の合計は、61,000株が上限となります（ただし、本株主総会における承認決議後、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

(9) 当社の社外取締役に對する当社株式等の交付等

当社の社外取締役については、事業年度毎に、所定の受益者確定手続きを行うことにより、各事業年度中に付与された総ポイント数に応じた当社株式等の交付等を行います。本制度により当社株式等の交付等を受ける権利は、これを譲渡し又は担保に供することができないものとします。

また、当社の社外取締役に、違法・非違行為等があった場合には、当社株式等の全部又は一部の交付等を行わないことができるものとします。

（ご参考）

なお、社外取締役に対する株式報酬を導入した趣旨は、株主と同じ目線で、中長期的な企業価値向上のための経営の監督、助言、提言を促進するためであり、当社は、これを担保するため、株式保有ガイドラインを定め、社外取締役は、在任期間中、本制度により交付を受けた当社株式を4事業年度分保有しなければならないものとしております。

(10) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち上記(9)により当社の社外取締役に交付等される前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(11) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、株式取得資金、本信託の信託報酬等の信託費用に充当します。

(12) 信託期間終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付することを予定しています。

以 上

【リリースに関するお問い合わせ先】

IR 室 奥野

TEL : 03-3516-6263

E メール : ir@renovainc.com